

各団体の長 殿

愛媛労働局長



春季における年次有給休暇の取得促進について

平素より労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和 3 年 11 月 9 日公表の「令和 3 年就労条件総合調査」の結果によると、令和 2 年に 56.6%と毎年上昇傾向ではあるものの、依然として政府目標である 70%とは大きな乖離があります。

年休の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられており、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正により、平成 31 年 4 月から、全ての企業において年 10 日以上年休が付与される労働者に対する年 5 日の年休の確実な取得が求められているところです。

また、急速に導入が広がっている計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度（※ 1）及び労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度（※ 2）については、新型コロナウイルス感染症対策として求められている、新しい働き方・休み方を実践するためにも効果的です。

そこで、愛媛労働局では、この春における年休取得の気運の醸成を図るため、あらゆる機会を活用して広報活動や労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、同封のポスター及びリーフレットの掲示・配布とともに、別添の広報文例も参考にしつつ、広報誌への掲載等により、傘下事業場等への周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本リーフレット等は、以下に掲載していますので、併せて御活用ください。

○働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
「労働者の休み方に着目した取組等を知りたい」コンテンツ

○年次有給休暇取得促進特設サイト（2 月中旬掲載予定）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※ 1）年休の付与日数のうち、5 日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも、年休の平均取得率が高くなる傾向にあります。令和 3 年就労条件総合調査によると、年休の計画的付与制度がある企業割合は 46.2%と、約半数の企業が制度を導入しており、令和元年と比較すると約 2 倍となっています。

（※ 2）年休の付与は原則 1 日単位ですが、労使協定を締結すれば、年 5 日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。

第 号

-4.2.24

愛媛県社会保険
労務士会

（問い合わせ先） 愛媛労働局雇用環境・均等室
〒790-8538 松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 6 階
電話 (089) 935-5222 担当：坂上